



令和3年5月18日（火） 岐阜県発表資料			
所属	担当係	担当者	電話
環境管理課	温暖化・気候 変動対策係	まさむら 正村・藤代 ふじしろ	内線 2702 直通 058-272-8230 FAX 058-278-2610

「岐阜県温室効果ガス排出抑制率先実行計画」を策定しました

このたび、岐阜県が事業者として排出する温室効果ガスの抑制等を行うための取組方針を示す「岐阜県温室効果ガス排出抑制率先実行計画」を策定しましたのでお知らせします。

この計画では、昨年12月に岐阜県が表明した「2050年までの「脱炭素社会ぎふ」の実現」に向け、大規模な事業者である県が率先して自らの事務事業における温室効果ガスの排出抑制を図り、県民、事業者及び市町村等の主体的な取組みを促進するため、「2030年度に2013年度比で70%減」との高い削減目標を掲げています。

この削減目標は、全国の都道府県の中で最も高い目標（※）であり、オール県庁で全力を挙げて取り組んでいきます。

（※）2021年4月時点。岐阜県同様に基準年度を2013年度、目標年度を2030年度としている計画が対象

記

1 岐阜県の温室効果ガス排出削減目標

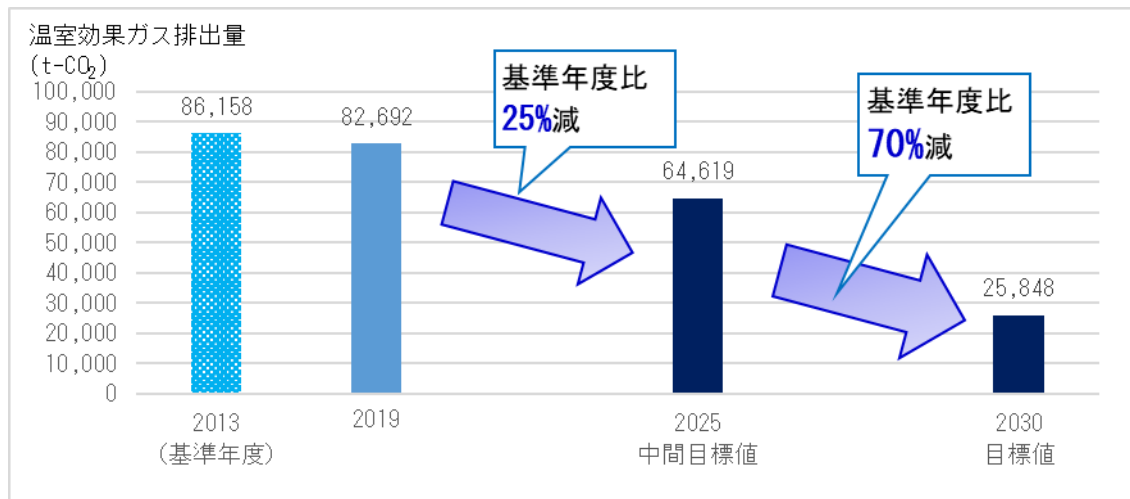
項目	基準年度	中間年度目標 (2025年度)	本計画目標 (2030年度)
温室効果ガス削減目標	2013年度	基準年度比25%減	基準年度比70%減
温室効果ガス排出量(t-CO ₂)	86,158	64,619	25,848

2 目標達成のために県が率先実施する取組み

目標達成のために県が率先して実施する取組みとして以下の①～③の3つを位置付け、県の事業から排出される温室効果ガスを削減します。

- ①県有施設の徹底的な省エネ推進：今後計画する新築施設は消費エネルギー収支がゼロとなるよう検討。現行施設は消費エネルギーを毎年度1%以上低減
- ②県有施設への再エネの積極導入：2030年度までに全県有施設の使用電力を再エネ100%に切替
- ③公用車への次世代自動車の導入：2030年度までに全乗用車を電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）または燃料電池自動車（FCV）に更新

【岐阜県の温室効果ガス排出量の推移と本計画の目標値】



【本計画の位置付け】

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）第21条第1項の規定に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている、事務事業に関する「温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画（事務事業編）」の第6次計画として策定するものです。

また、本計画は、「岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例」（平成21年岐阜県条例第21号）第10条に基づく、県自らの事務及び事業に関する温室効果ガス排出抑制のために率先して講ずる措置に関する計画です。

